

令和7年度 第1回 枚方市都市計画公聴会の 公述人の意見に対する枚方市の見解

東部大阪都市計画用途地域の変更、東部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更に関する公聴会において公述人から述べられた意見に対しての枚方市の見解は、次のとおりです。

	意見の概要	枚方市の見解
1	<p>市道高田星田線について</p> <p>高田星田線は道幅5メートルと狭い上、歩道が無く、過去に交通事故も発生しており、安全性に課題がある。さらに、今般の開発で新たに商業施設ができると、交通量の増加が予想されることから、交通安全確保のため、道路を拡幅して歩道を整備すべきである。</p> <p>まちづくりは地域住民の意見と公共の福祉の増進に適う形で進める必要があり、過去の歴史的経緯や地域住民の安全・利便性を最優先に計画の修正を求める。</p>	<p>令和5年に星田駅前線が開通したことにより、高田星田線の交通量は減少傾向にあるものと認識しています。また、今回の商業施設の土地利用については、高田星田線に過度な交通負荷が生じないよう、星田駅前線や区域の南側からの出入りとなるよう事業者に対し指導していく考えです。</p> <p>なお、高田星田線の一部区間については、地区計画において壁面の位置の制限を定めており、これにより歩行空間の確保が図られるよう事業者に協力を求めている考えです。</p>
2	<p>雨水貯留浸透施設について</p> <p>今般の開発で田畑が宅地化することにより、保水力が減少し、集中豪雨時の下流域への浸水リスクが懸念される。大阪府の基準に照らし、必要となる規模の調整池の設置について、都市計画案に反映すべきである。</p>	<p>高田一丁目地区地区計画案にお示しのとおり、所管部署と協議のうえ、必要となる容量を満たす雨水貯留施設を地区施設として位置付けています。</p>